

令和7年度豊平区まちづくりセンター構内除排雪業務（北ブロック）ほか1件（札幌市告示第4574号）に係る質問及び回答

No.	業務名	質問	回答
1	・令和7年度豊平区まちづくりセンター構内除排雪業務（北ブロック） ・令和7年度豊平区まちづくりセンター構内除排雪業務（南ブロック）	業務仕様書1 対象範囲及び履行場所について 図面で作業範囲を示した中に階段及び車止めブロック（と建物の間）等が含まれていますが、当該部分も作業対象（手作業でなければ作業不可の部分）でしょうか。	階段部分については、必須の対象範囲としません。また、駐車場については、車両が駐車できるように除雪いただければ問題ありません。